

岩手県告示第666号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成26年9月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成26年9月9日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 柏崎工務店
    - イ 主たる営業所の所在地 久慈市長内町第19地割122番地
    - ウ 代表者の氏名 柏崎鉄五郎
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第8624号
  - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成26年9月1日付けで建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成26年9月3日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 佐々木工業所
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市玉山区好摩字夏間木3番地90
    - ウ 代表者の氏名 佐々木勝忠
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第20232号
  - (3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成26年9月3日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成26年9月1日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 ワダ企画
    - イ 主たる営業所の所在地 北上市和賀町岩崎14地割368番地
    - ウ 代表者の氏名 和田忠市
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第50240号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成26年8月27日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。